

令和4年11月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和4年11月28日(月) 開会 17時30分
閉会 18時15分

場 所 5階大会議室

出席者 教育委員 福島 知克(教育長職務代理者)
教育委員 山本 隆正
教育委員 川崎 栄一
教育委員 新谷 なをみ(議事録署名委員)
教育委員 松浦 倫

事務局職員 教育部長 柏木 正義
教育部次長 稲尾 隆
教育政策課長 奥 茂夫
学校教育課長 松丸 真治
社会教育課長 古本 昭彦
教育政策課参事 浅井 建二
教育政策課参事 森本 悦子
教育政策課参事 西澤 和江
教育政策課参事 時松 哲也
学校教育課参事 利光 聡典
学校教育課参事兼教育相談センター所長
太田 悟
学校教育課参事兼共生社会実現・部落差別解消推進課参事
縄田 早苗
教育政策課長補佐兼教育政策係長
釘宮 誠治
教育政策課指導主事 重岡 秀徳

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 令和4年度一般会計補正予算案(第10号)について
【議第50号】 ※非公開
第3 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正
(関係部分)について【議第51号】
第4 別府市立学校職員の給与等に関する条例等に一部改正につい
て【議第52号】
第5 市長先決処分について【議第53号】 ※非公開
第6 市長先決処分について【議第54号】 ※非公開

報告事項 (1) 寄附受納について【報告第15号】

その他 (1) 12月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

福島委員 ただいまより令和4年11月の定例教育委員会を開会いたします。
本日は、寺岡教育長欠席のため、私が教育長の職務代理をします。

◎ 議事録署名委員の指名について

福島委員 はじめに議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は新谷委員をお願いいたします。
本日の議事のうち、議第50号 令和4年度一般会計補正予算案(第10号)について、議第53号 市長先決処分について、及び議第54号 市長先決処分については、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。
お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開とします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。議第50号 令和4年度一般会計補正予算案(第10号)について、議第53号 市長先決処分について、及び議第54号 市長専決処分についての審議を最後に行います。

◎ 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）について

福島委員 それでは議事に入ります。議事日程第3、議第51号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）について、説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは5ページをお開きください。議第51号につきましては、規定により意見を求めるものです。
議案の6ページをご覧ください。内容につきましては、一覧表をお配りいたしますのでこちらをご覧ください。教育長に支給する期末手当の額を、国や県の特別職に準じて、今までの3.25月から0.05月分引上げて3.3月に改定する条例改正となります。9ページに新旧対照表を掲載しておりますが、ただいまお配りしました一覧表が分かりやすいかと思っておりますので、こちらでご確認ください。教育長の期末手当の支給率を、令和4年12月分については162.5/100を167.5/100へ引き上げます。令和5年4月以降については165/100に改定しようとするものです。以上でございます。

福島委員 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。

教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないよう
でございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 51 号は、原案に対し同
意することにご異議ございませんか。

※異議なし

福島委員 ご異議もないようでございますので、議第 51 号は同意することに決定い
たしました。

◎ 別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正について

福島委員 次に、議事日程第 4、議第 52 号 別府市立学校職員の給与等に関する条
例等の一部改正について、説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは 11 ページをお開きください。議第 52 号につきましては、規定に
より意見を求めるものです。

議案の 12 ページをご覧ください。定年引上げに関する地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に伴い、関係する 3 つ
の条例を改正する条例となります。この条例の対象職員は、市立幼稚園の
教諭、助教諭、講師であります。

1 つ目は、別府市職員の給与に関する条例の一部改正についてです。17 ペ
ージに新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。改正の内容でござ
いますけども、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め
ております。また、当分の間、60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日
以後の職員の給料につきましては、県職員の例により給料表による 給料
月額に 100 分の 70 を乗じて得た額を支給することなどとしております。

2 つ目は、別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条
例の一部改正についてです。18 ページの新旧対照表をご覧ください。地方
公務員法の一部改正による条文のずれに伴う所要の改正となっております。

3 つ目は、別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について
です。19 ページ以降に新旧対照表を掲載しております。今議会で職員課よ
り上程している別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正と同様の
改正となります。内容は「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時
間勤務職員」に改めます。また、当分の間、60 歳に達した日以後にその者
の非違によることなく退職した者につきましては、退職事由を定年退職と
して退職手当を算定するものとします。また、当分の間、60 歳に到達した
日後最初の 4 月 1 日以後の職員の給料月額は、給料表による給料月額に
100 分の 70 を乗じて得た額とし、給料月額の減額改定をしないものとしま
す。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日とし、一部は公布の日としております。以上
でございます。

福島委員 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。

教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 この別府市立学校職員というのは、学校に勤める教員ではないですね。

教育政策課長 学校には教員がいらっしゃいますが、先生方は県の職員になりますので、県条例で同様の規定があります。別府市が条例で定めるのは、別府市の職員で学校に勤務する者、ということで、先程お話しさせていただいたとおり、市立幼稚園の教諭、助教諭、講師が対象となっております。

山本委員 県の教職員は、定年が延長になって、60歳ではなく延びてきていると聞きましたけれども、市の職員に対しては、定年は60歳のまま変わらないということでよろしいでしょうか。

教育政策課長 定年につきましても、県と同じような形になります。具体的には令和5年度から2年につき1歳ずつ延びるという形になりますので、令和13年度には65歳が定年という形になりますので、それは県の職員も市の職員も同じような取扱いになります。

山本委員 例えば17ページの改正案の8番のところに「当分の間、60歳に達した日後」と書いてありますけど、この60という数字が今後変わっていくということでよろしいのですか。

教育政策課長 17ページの「60歳の達した日後」のところの説明ですけれども、これは附則の方で規定されていまして、60歳に達した日後から65歳までの間につきましても、それまでもらっていた給料額の7割支給しますよ、という分での記載になっております。

山本委員 つまり、定年は延長されるけど給料については7割に減額されている状態でいくという、それとはまた別の条例ということですね。

教育政策課長 おっしゃるとおりです。給料につきましては、60歳に達する前までの100分の70を支給するというように定めております。

福島委員 退職金も65歳で支給ですか。

教育政策課長 退職金につきましても、退職時となりますので、何歳をもって退職するかということになります。2年につき1歳ずつ延びていったときに、最高で65歳という形になるのでしょうか、途中で退職となったときにはその段階での退職となりますし、最後までいけば65歳ということになります。

福島委員 65歳で退職金ですか。

教育政策課長 基本的には辞めたときに退職金が出る形になりますので、どの段階まで雇用を維持するかというのは、その職員の意思によるものだと思います。

川崎委員 議案の出し方なんですけど、さっきの特別職の条例もそうでしたが、議案をみただけではわかりにくいんですね。

教育政策課長 はい、分かりました。次回から工夫するようにいたします。特に給与関係の改定につきましては、数ある条例改正の中でも一番難解な分野となりますので、次回からちょっと分かりやすい資料を提示いたします。

福島委員 その他はよろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 52 号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

福島委員 ご異議もないようでございますので、議第 52 号は同意することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

福島委員 次に報告事項に入ります。報告第 15 号 寄附受納についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは 43 ページをお開きください。寄付受納につきまして一覧にしております。

1 番が教育政策課関係部分ですのでご説明させていただきます。乾しいたけの寄附をいただいております。寄附者は別府市椎茸生産組合、見積価格は 15 万円、寄附目的は、地元で採れた食材を学校給食で使用することで、園児・児童・生徒の食育や地産地消を推進するため、としております。重さは 8 キロほどございました。いただいた乾しいたけは、幼稚園、小・中学校の給食として、だんご汁や汁物、煮物などで提供して、子どもたちに大変喜ばれた次第であります。以上でございます。

学校教育課長 学校教育課関係部分です。2 番、3 番、4 番につきましては、別府ライオンズクラブ様、別府中央ライオンズクラブ様、別府いでゆライオンズクラブ様から、子どもたちの就学支援の一助としてほしいとの思いから高等学校奨学金寄附金をいただいております。各 36,000 円となっております。5 番、6 番につきましては、公益財団法人ライオンズ日本財団様からいただいております。まず 5 番につきましては、子どもたちが未来の地球環境をより良くするために自ら考え行動することの大切さを知る機会にしてほしいとの思いから、地球温暖化防止教室 DVD 14 枚の寄贈がありました。市内小学校に 1 枚ずつ送付しております。6 番は、子どもたち自身に迫る非行の危険性について自ら考える機会にしてほしいとの思いから、非行防止教室 DVD 7 枚の寄贈がありました。市内中学校に 1 枚ずつ送付しております。以上でございます。

社会教育課長 それでは、社会教育課関係部分についてご報告いたします。7番から9番までの3点でございます。

まず7番は、東京都に在住しております杉本惇様より出身地である別府市民の役に立ててほしいと、ビジュアル数学全史ほか 88 冊の書籍を寄附いただいております。いただきました寄附につきましては、図書館のほうで皆様に読んでいただくようにさせていただいております。次に8番は、別府市亀川中央町にお住まいの伊東伸子様より、美術館の充実及び市民の芸術文化振興のためにと、屏風絵を寄附いただいております。寄附作品につきましては、今お配りしましたカラーの部分が現物になります。騎馬武者を描いた明治時代の屏風で、作者は不明でございますが、六つ折りの屏風が左右そろった六曲一双屏風で、紙本着色、縦 153 センチ、横 360 センチの作品となっております。次に9番は、別府市スパランドにお住まいの後藤俊弘様より、美術館の充実及び市民の芸術文化振興のためにと、ブロンズ像を寄附いただいております。寄附作品は、高田博厚氏による「梅原龍三郎首像」でございます。資料最後の写真がいただいたブロンズ像です。高田氏は、新制作協会会員、日本美術家連盟委員、日本ペンクラブ理事、東京芸術大学講師などを務め、九州産業大学芸術学部創設にも関わった方でございます。高田氏の作品は、福井市美術館や安曇野市豊科近代美術館、神奈川県立近代美術館など複数の美術館に所蔵されております。以上でございます。

福島委員 ただいま各課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（1）

【概要】 ※令和4年12月定例教育委員会の開催日程について、令和4年12月22日（木）17：30より開催することが決まった。

◎ 令和4年度一般会計補正予算案（第10号）について ※非公開

福島委員 ここからは非公開となります。関係者以外の方は、申し訳ありませんがご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

福島委員 それでは議事に戻ります。議事日程第2、議第50号 令和4年度一般会計補正予算案（第10号）について、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 市長先決処分について ※非公開

福島委員 次に議事日程第5、議第53号 市長先決処分について、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 市長先決処分について ※非公開

福島委員 次に議事日程第6、議第54号 市長先決処分について、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

福島委員 以上をもちまして、令和4年11月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。